

第 3 章 勸 告

1. 登録制度の改善

1-1 登録の目的の明確化と関係者への啓蒙

当事業団の実施する調査等の業務は、分野と業種が極めて広範かつ多岐にわたり、かつ、要請ベースであるため、どのような案件をいつ実施するかの子見が極めて困難であり、相手国の要請に迅速かつ的確に対応するためには、常にコンサルタントに係る新しい情報を収集し、調査分野毎に整理しておく必要がある。

そのため、登録の目的は、国の会計法の理念に沿って、競争参加者を広く一般に求めることにより、契約事務の公正を維持すること及びコンサルタントに関する情報資料を分野毎に整備することであるが、当事業団のコンサルタント登録制度を規定した「調査業務に係る契約に参加を希望するコンサルタント等の登録について（昭和55年総裁通達）」にその旨が明記されておらず、また関係者もその旨を十分承知しているとは言い難く、「登録されたのに指名されない」とか「400近くの登録者から数者を指名するのはWork-sharingである」等の誤解が生じている。

従って、第二章「契約の実態」1-1で述べた世銀の側にならい、登録制度の目的と位置付を規程に明記し、併せてパンフレット等によりその旨関係者に周知せしめることが必要である。

1-2 登録管理体制の強化

第2章、「契約の実態」で述べたように、JICAの登録制度は、国の会計法に鑑み、契約準備行為の一環として実施されており（1-5-1）、かつ、登録データの良否によって指名が左右される。（1-5-4）従って、登録の位置付は国際機関に比べて異質のものであり、その重要性は極めて高い。

それにもかかわらず、調達部管理課に1名の専門要員もいない現状（1-3）では、登録データの正確な把握とその情報の的確な提供機能を確保するためには不十分であり、選定システムをいくら精緻にしてみたところで「高低の誤った地形図に基づき、ダム設計をする。」という事態になりかねない。

従って、かかる事態を未然に防止するためには、調達部管理課の要員を1名増員するかあるいは、登録データの電算入力に係る一連の業務を外部委託する必要がある。

1-3 登録分野と技術サービスの種類の改善

1-3-1 コンサルタント登録制度の推移と改善（案）の位置付は次のとおりである。

(1) 昭和52年当時

- ①設計監理業者と
- ②コンサルタントの「2分野」

建設省建設コンサルタント登録規程、建築法、地質調査業者登録規程及び測量法を参考にした。

(2) 昭和53年当時

- ①建設コンサルタント17部門
- ②建築コンサルタント
- ③地質調査業者
- ④測量業者
- ⑤その他のコンサルタント
(経済開発、農林水産、運輸、
電気通信、鉱工業)

「5分野」

技術士法施行規則の分類
第4回運営審議会鉱工業部会による業種分類
行政管理庁日本標準産業分類
JICAの業種分類
ADBが得意な分野の経験をアンケート方式で聴取した際の資料を参考にした。

(3) 昭和55年5月

現状の登録制度「14分野」

「技術サービスの種類7」

世銀等のコンサルタント登録システム(DACON)を参考にする。

(昭和63年4月)

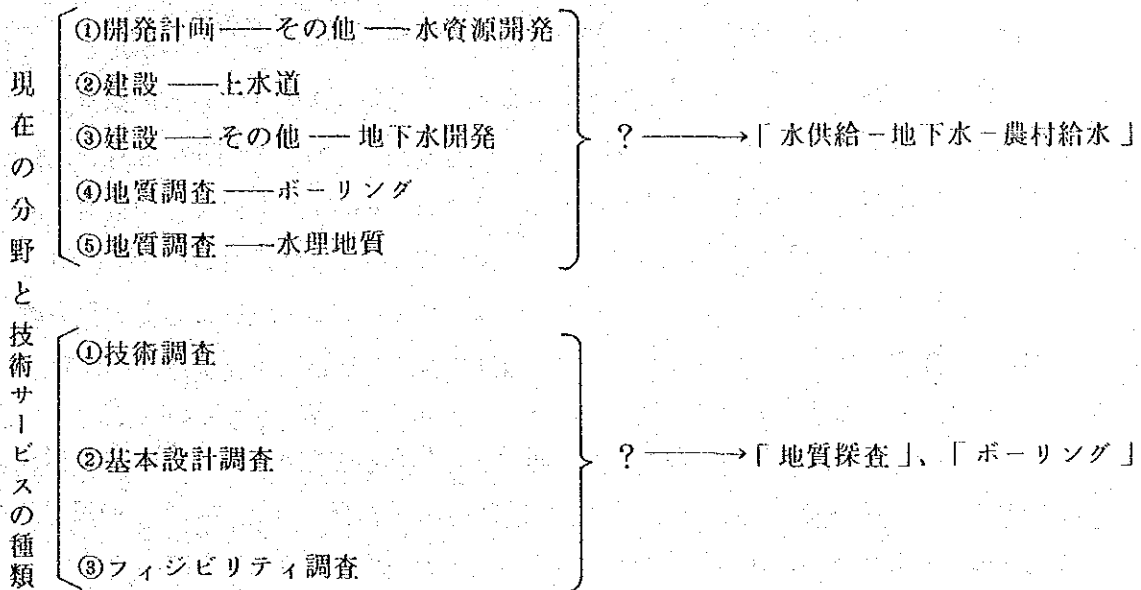
(今回の改善(案))

1-3-2 改善に際しては、上記1-3-1の認識を踏まえ既存のシステム制定に係る経緯を尊重しつつ、かつ世銀等のシステムの長所を取り入れ次のとおり実施する。

- (1) コンサルタントが新規登録の申請や年次報告で実績の申告をする際、また、JICA職員が案件の特性を踏まえてロングリストを抽出する際、どの分野を対象にするのかの判断に迷わない平易で、かつ、それぞれの相違が明確に識別できる分野区分及び技術サービスの種類とする。

(例)

難民向けに地下水を利用した大規模な給水計画をボーリングを実施して策定する場合。



(2) 登録分野区分にはソフトに関するものを加え、かつ、その内容は開発ニーズに即した調査等の業務内容のあるべき姿を表現しているものにする。

(例) 1) 「農業と農村開発——構造物 (Physical Infrastructure)——農村市場と倉庫」

2) 「電気通信——小規模農村通信システム——無線電話」

3) 「教育——農業・農村普及員訓練かんがい作物」

4) 「保健医療——保健医療普及サービス——プライマリーヘルスケア」

(3) 普遍性があり、かつ、汎用性が高い内容であるが、適当な登録区分のないものは新しい区分を設ける。

(例) 視聴覚教材を得意とするコンサルタントは現在「その他——その他(内訳その他)」の分野に登録されている。世銀では「教育——教材とメディア技術——視聴覚教材」という分野区分がある。

(4) 現在の技術サービスの種類に汎用性の高い技術サービスの種類、特にソフトに関するものを加える。

(例) 1) プロジェクトの事後評価

2) 訓練・技術移転

3) 運営維持管理

4) 制度作り (Institution Building)

5) ボーリング

6) 地形図作成

7) 機器・プラントのリハビリテーション他

(5) 登録区分と技術サービスの種類の錯綜を避ける。

(例) 現在、本来技術サービスの種類であるべき次の項目が登録区分になっている。

- 1) 事後評価
- 2) 技術移転
- 3) 財務・経済分析
- 4) 検査・試験
- 5) 映画製作
- 6) ボーリング
- 7) リモートセンシング他

1-3-3 実施の手順は次のとおりとし、併せて、現在コンサルタント契約報告書により入力されている各種データが、契約実績の取りまとめ及びショートリストの絞り込み作業に際し有効に利用されるよう出力方法を改善した電算システムを開発する。

	時 期	内 容	備 考
1.	62. 9～63. 3	新規の登録区分と技術サービスの種類の確定	各事業部との協議 場合によってはコ ンサルタント業界 よりの意見の聴取
2.	63. 4～63. 7	新規登録申請書及び年次報告書の様式改訂	
3.	63. 8～64. 1	既存の分野実績データを新しい分野に移し替 える読み替ソフトプログラムの作成 (含、アウトプット項目の改善)	(システム管理課) (経費約1千万円)
4.	63.12～64. 2	コンサルタント情報検索システム業務処理要 領の改訂	(システム管理課)
5.	64. 1～64. 2	登録更新の受付	
6.	64. 1～64. 3	コンサルタント及び財団への新システム周知 徹底	

2. コンサルタントよりの指名参加意向表明の指名への反映

2-1 現状のコンサルタント契約の位置付

当事業団のコンサルタント契約は、会計規程第17条(随契約の要件)第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)の運用細則としての「コンサルタント契約事務取扱要領」に基づき実施されており、国の会計法上は随意契約と位置付けられる。

契約相手方の指名は、登録された者のなかから各種指名基準に基づき、コンサルタント等選定委員会の審議を経て行われる。このシステムを国の会計法に照らしてみると、契約の形態は随意契約であるが、契約締結に至るプロセスに着目すれば、契約相手方を登録者のなかから指名基準に基づき指名し、技術競争(プロポーザル)により選定するところ、第一段階で指名競争参加者の資格を定め(登録)、第二段階で指名基準に基づき指名し、その後、価格競争(入札)により契約相手方を選定する「指名競争契約」と同様の性質を有している。

2-2 改善すべき点

現状のコンサルタント契約が改善を要する点としては、次の点が指摘される。

- (1) 案件に関する情報が公開されていない。そのため、コンサルタント側から見れば、情報収集能力の高い大手が有利になるという不公平な面があり、事業団内部の問題としては、「案件情報が望ましくない形で漏洩される」、「特定の案件情報をキャッチした社が積極的に営業活動を展開し、その指名参加意向表明が望ましくない形で指名に反映される。」等の事態が生じる可能性を全く否定はできない。

よって、公的機関としての公正性をより一層向上させ、その透明性を内外にアピールするという見地に立てば改善の余地がある。

- (2) 現状の指名は、年1回コンサルタント各社より提出される年次報告書のデータに基づき実施される。このため、個々の案件についてコンサルタント各社の当該業務を実施する体制と意志の有無を確認する手だてがなく、「業務を実施する体制と意志がないのに突然指名され、辞退するかあるいは義理でプロポーザルを出す」、「業務を実施する体制と意志があるのに指名されない」という事態が発生する可能性を全く否定はできない。また、現行の指名基準のひとつとして広く使用されている「技術者の数」は、本来、指名の時点での稼働可能な人数であるべきところ、年1回提出される登録データの数を一律に使用しており、実態と異なるものを判断基準としている趣がある。

よって、質の高い業務を実施するため、コンサルタントの人的資源の効率的な活用と真剣な競争をより一層促進するという見地に立てば、改善の余地がある。

2-3 具体的な勧告と提言

世銀、アジア銀において実施されている例（案件情報を月報として発行しコンサルタントはそれに基づき関心表明を行い、世銀、アジア銀は指名に際しそれを勘案する。）を参考にして「当事業団における事業費の大宗を占めるコンサルタント契約に関し、公的機関としての公正性をより一層向上させるとともに、より質の高い業務を実施するため、コンサルタントの人的資源の効率的な活用と真剣な競争を促進すること」を目的として、指名競争契約の性質を有する現行のコンサルタント契約に、公的機関の契約方式の理念である公正性と機会均等の観点から優れた方式とされている一般競争契約的な要素を加味するため、コンサルタント契約に関する案件情報を公示した後、個々の案件への指名参加意向表明書をコンサルタント各社より受理し、それを指名に反映させることを勧告する。

また、指名への反映方法の概要については、次のとおり提案する。

指名への反映方法（案）

1. 指名参加意向表明者（以下「表明者」という。）に関する公示による要件を確認する。（案件情報の公示と併せて、当該登録分野及び技術サービスへの登録を意向表明者の要件として示す。）
2. 表明者のなかから、コンサルタント等契約事務取扱要領第9条に基づき、3者から6者を指名する。
なお、指名基準としての技術者の数は、登録データではなく、指名参加意向表明書（以下「表明書」という。）に基づくものとし、類似業務の経験は登録データと表明書に基づくものとする。
3. 表明者が3に満たない場合は、適格な者が3から6になるよう表明者以外の者を指名できるものとする。
4. 表明書に基づき絞り込んだ結果、適格な者が3に満たない場合は、適格な者が3から6になるよう、表明者以外の者を指名できるものとする。
5. 前各号の規定にかかわらず、表明書に基づく指名の結果、真剣な競争が促進されていないと判断される場合は、表明者以外の者を指名できるものとする。

3. 指名者数の削減

JICAの指名者数は、規定では3以上（規定の解説においては3～5が望ましい）となっているが、実態は8者前後という事例が多く、部によっては12～14という事例もある。

他方、世銀の規定では3～6、アジア銀では5～7となっており、実態としても、借手から数を増してほしいとの要望があった場合でも、プリクオリフィケーションをかけることにより右の数字の範囲内にすることが厳しく守られている。

このように指名者数を限定する理由については、世銀の内部資料及び関係者の話を総合すると次のようになる。

- (1) 指名された会社のプロポーザル作成に関する真剣な努力を促す。(業務を受注する確率が1/10であれば半ばあきらめる会社も出てくるが、1/6以上であれば全員が自分も可能性があると思い真剣な努力をすることであった。)
- (2) 質のよい会社(a well-qualified firm)が選定される確率が高まる。
- (3) より熱心かつ意義深い(intense and meaningful)プロポーザルの評価ができる。
- (4) 外部から圧力のかかる機会を減らすことができる。

上記の国際機関における指名者数の取り扱いは、その理由も含めて極めて妥当なものであり、JICAにおいても規定の趣旨に立ち返り、2で提案した指名参加意向表明の指名への反映と併せて指名者数は特別の場合を除き3から6に限定することを提案する。

4. コンサルタントの評価

4-1 独自の評価表の作成と望ましい評価方法の概要

世銀とアジア銀はともに、プロジェクトの選定確認から準備、審査を経て実施及び評価までを一環して行っており、それぞれPost Evaluationに関する専門の組織と要員を有している。

JICAでコンサルタントが雇用される主要な場面である開発調査及び無償資金協力に係る基本設計は、世銀のプロジェクトサイクルでは準備の段階に当り、プロジェクトの準備にのみ権限と責任を有するJICAは、その準備の一環としてのF/S等Fact Findingが終了した時点で、プロジェクトの結果を待たずに評価を実施することになる。この点がJICAと国際機関の評価の本質的な相違である。(国際機関においては、プロジェクトの審査(Appraisal)の段階でFact Findingの審査をしているとも言える。)

JICAは、コンサルタントの評価に関し、上記の特性を充分踏まえたうえで、独自の評価表を作成する必要がある。

評価表の内容は、調査報告書等成果品の質に関する評価がその主体となるべきである。ただし、コンサルタントには技術移転も求められており、また、「途上国の関係者を交えたパーティーの席上調査団としてふさわしくない言動があった」等の事態も起り得るため、特にプロジェクトマネージャーについては、そのPerformance Recordも評価の対象に加える必要がある。

評価に際し、作業監理委員と意見が対立したり、当事業団の監督職員による指示の不的確さを指摘した者が逆うらみ的に評価を下げるというような事態は絶体に避けなければならない。また、逆にコンサルタントの立場をおもんばかって毒にも薬にもならない評価をしたのでは時間の無駄である。

従って、コンサルタントの評価は、それぞれの評価項目に対応し得る十分な情報を有する者が、自己の良心に基づき率直な評価を実施し、その評価が積み重ねられた結果の自然な傾向を当該コンサルタントの評価としなければならない。

なお、調査報告書等成果品の質に関する評価項目案とプロジェクトマネジャーの行動に関する評価項目案を、今後の検討に資するため、たたき台として以下に示す。前者は、事業部の監督職員（その補助者も含む）のチェックリストとしての意味をも併せ持つものとする。

なお、コンサルタントの成果品は、JICAが合格通知を出した以上、仕様書による要件を満たし適正である。従って、契約締結後最終成果品の提出までの過程で、JICAの監督職員がそれぞれの評価項目に関し何度も注意を喚起したり、場合によっては訂正を命じたりした場合に評点が下がることになる。

成果品の質に関する評価表(案)

評価項目	評価内容	評価点
1. プロジェクトの目的の理解度	<ol style="list-style-type: none"> 1.上位計画との整合性が充分考慮されているか。 2.プロジェクトの目的に関し、相手国政府関係者と充分な協議を実施し、共通の認識を共有した後に調査を開始したか。また、調査の過程で常に目的を念頭に置いて検討を進めたか。 3.相手国政府の標榜するプロジェクトの目的が、プロジェクトの実施により便益を受けると想定されるターゲットグループ等の真のニーズに合致しているか否かを正しく検証したか。 	
2. 計画立案基礎確定のための資料等の選択と解析の適正度	<ol style="list-style-type: none"> 1.地形図、人口統計、水文資料、各種需要予測のための資料等計画立案基礎確定項目に過不足はないか。 2.必要な資料の量及び精度を最少必要限度に留めているか。 3.資料の解析方法は適正か。 4.効率的に収集・解析を行ない、迅速に計画立案に着手したか。 	
3. 計画立案の適正度	<ol style="list-style-type: none"> 1.計画立案に係る前提条件を明確に示しているか。 2.記述が論理的かつ具体的か。また、定量的な記述が適正かつ正確か。 3.財務、経済的に、また、社会的に現実性のある計画か。 4.運営維持管理が容認なことに配慮した計画になっているか。また、その記述が明確か。 5.Local Products と Labour を適正に取り入れた計画になっているか。 6.コンサルタントの嗜好や第三者の恣意を排除した適正な内容及び規模になっているか。 7.適切な Alternative を提示しているか。 	
4. 積算の適正度	<ol style="list-style-type: none"> 1.調査の目的にかなった過不足のない精度となっているか。 2.内外貸の区分が明確か。 3.運営維持管理費が適切に計上されているか。 4.プロジェクトサイトにおけるコストとなっているか。 5.Contingency が適切に計上されているか。 6.積算の根拠となる考え方が報告書に明記されているか。また各種のデータが添付されているか。 	
5. 収入・便益の計上の適正度	<ol style="list-style-type: none"> 1.財務的な収入を運営体の実情に応じて過不足なく計上しているか。 2.経済的な便益は、根拠を明確にし適正に定量化されているか。 3.定量化できない便益の定性的な記述は適正か。 	
6. 実施工程計画	<ol style="list-style-type: none"> 1.年度別、内外貸別の区分が明確になっているか。 2.相手国政府 Local Portion 負担能力を勘案した現実的なものとなっているか。 	
7. 評価	<ol style="list-style-type: none"> 1.プロジェクトの目的に即して、第三者に対して明解かつ説得力のある評価となっているか。 2.財務評価は適正か。 3.経済評価は適正か。 4.社会的な評価は適正か。 5.マイナスの評価をも素直に実施しているか。 	
8. 問題点の提起	<ol style="list-style-type: none"> 1.プロジェクトの実施に際し、将来想定される問題点を素直に指摘し、問題点として報告書に記してあるか。 	

(注) 評価点は指名に的確に反映させるべく、数字で定量的に示すことが望ましい。

プロジェクトマネジャーに関する評価表(案)

	評価項目	評価内容	評価点
1.	リーダーとしての指導性、調整能力	リーダーとしての各種の能力	
2.	自己の専門分野における能力	専門分野における能力	
3.	自己表現能力	対JICA、作監、相手国に、自己の見解に自信を持って調査団としての見解を主張し、相手を論理的に説得し得たか。	
4.	語学()	1.レポート作成能力 2.交渉時等の会話能力	
5.	体力、気力	環境の劣悪な途上国において、いかなる事態になろうと、エネルギーに業務を推進し得るバイタリティーはあるか。	
6.	JICAのコンサルタントとしての自覚度	我国技術協力の一環を担っているとのプライドを持ち、熱意を持って業務に取り組んでいるか。また、クライアント(JICA)の意向をよくくみ取っているか。	
7.	コンサルタントとしての公正度、中立性	メーカー、商社等各種団体からの働きかけに左右されず、自己の良心に基づき、相手国及び我国にとって最適な計画を作成したか。	
8.	不測の事態への対応能力と関係者への連絡の迅速度	相手国政府の突然の計画の変更、便宜供与の遅れ等に対し、沈着に対応したか。また、不測の事態の重大性を的確に判断し迅速に関係者に連絡したか。	
9.	技術移転への配意度	セミナー、OJTを通じて、C/Pにどこまで技術移転を図ったか。	
10.	任国事情への精通度	1.相手国政府関係者からの信頼度 2.サブコン、レンタカー会社等の商慣習 3.地理、交通機関	

(注) 評価点は、指名に的確に反映させるべく、数字で定量的に示すことが望ましい。

4-2 評価を着実に実施するシステムの確立

JICAでは現在、関連の通達（昭和56年通達（調）第16号）に基づき、調査等終了後の3カ月以内に関係事業部による評価が義務付けられているが、これが必ずしも履行されているとは言い難い。これは「評価をしなくても日常の業務が流れていき困らない」というように評価の確実な実施が日常の業務実施システムのなかで担保されていないことが大きな理由となっている。

従って、「評価をしないと日常の業務が流れなくて困る」というシステムを確立することが不可欠であり、（本来、後の適正な指名に資するべく、監督業務を実施するうえで評価は自然に行われており、これを記録に留めておくことが本提言の趣旨であるが）具体的には次のことを提案する。

【現行の成果品承認決裁の添付書類（コンサルタントから提出される業務完了報告書と成果品及び検査調書）に次の2点を加える。

1. 契約書の仕様書

2. コンサルタント業務実績評価表

このシステムを取ることによって、事業部の関係者は、支払いの対象となる成果品の内容を、自らがコンサルタントに提示した仕様書と比較検討し、結果を業務実績評価表に記載して決裁を仰ぐこととなる。（検査職員の権限との関係で異論もあると思うが、現行のJICAの業務実施体制で、職員の監督能力を高めつつ円滑なコンサルタントの管理を図り、その結果を適正な指名に反映させるという見地より、右異論も本提案を否定するものではないと思料する。）

5. 価格要素の加味

5-1 価格要素導入に関する調査団の基本的な認識

世銀及びアジア銀の関係者との協議を踏まえた調査団のこの問題への基本的な認識は次のとおりである。

【当事業団のコンサルタント契約は、国の会計法上は随意契約である。但し、この随意契約は、例外的な方式（望ましくないがやむを得ない措置）ではなく、契約の性質上必然的に随意契約によるべき性質のものである。

またこの契約においては単に価格の割高だけによって不当というのはあたらない。即ちコンサルタント経費の不用意な削減は業務内容の質の低下を招き、後の業務に多大な悪影響を与える。従って安かろう悪かろうは排斥されるべきである。】

他方、調査団出発前には次のような指摘が外部からなされていた。

「すべての案件について一律にプロポーザル方式を採用しているのはおかしい、もっと

価格要素を導入できる部分もあるのではないか。】

上述の外部からの指摘には一理があり、部分的には現状の10%調整よりもさらに価格要素を導入できるものもある。

5-2 価格要素導入に関する具体的な提言

国際機関がこの問題に関しどのように対処しているかは、調査団の最大の関心事のひとつであったが、5-1で述べた基本的な認識に関しては先方関係者との完全な意見の一致をみた。

実際、調査用の特別の基金(T/A Fund)を有し直営方式でコンサルタントを雇用するアジア銀では原則として価格要素の導入は実施していない。また、直営方式が少なくコンサルタント契約もローン本体のなかに組み入れられる場合がほとんどである世銀においては、借手からの強い要望があった時のみ(借手はコンサルタント契約に関する部分を削減して少しでも多くを物資の購入に充当しようとするのが一般的な傾向である。)価格要素の導入を認めている。

調査団は、世銀が借り手からの強い要望により、コンサルタントの選定に価格要素を加味することを余儀なくされる場合に認め得る方法(Price Competition for Consultant Selection Acceptable Methods in Appropriate Circumstances)を定めた内部資料を入手したのでJICA方式と比較して次頁に示す。

価格要素導入を許す業種としては、世銀、アジア銀とも地形図作成及びボーリング等Routine Jobとしているところ、本分野には価格要素を導入するものとし、その方法は、価格が最終的な決定要因となる足切方式(次頁の世銀方式の5)を採用することを提案する。

なお、同方式のうち(2)は技術評価点第1位の者と第2位以下の者との差が大きい場合に問題が残り、(3)は合格点を設定するのに困難が予想される。従って、最も望ましく、かつ実行が容易なのは(1)であると思われる。

世銀がコンサルタントの選定に価格要素を加味する方法
(Acceptable Methods)

(JICA方式)

技術点は100%評価、技術点最上位の社から10%以内の差にある社については見積金額に応じて価格を加味する。

(世銀方式)

1. 技術点と価格点の配分を予め決定しておく(例えば0.8と0.2)、配分率(0.8)を乗じた技術点に、「最低見積額/当該社の見積金額×100×価格点への配分率(0.2)」として算出した価格点を加える。

(例)

会社	A	B	C	D	E
技術点	69.78	74.51	75.69	78.73	79.87
見積金額	100	105	110	115	120

配分は技術点0.8、価格点0.2の場合

$$A社は (69.78 \times 0.8) + \left(\frac{100}{100} \times 100 \times 0.2 \right) = 55.82 + 20.00 = 75.82$$

$$E社は (79.87 \times 0.8) + \left(\frac{100}{100} \times 100 \times 0.2 \right) = 63.90 + 16.60 = 80.50 \quad \text{となる。}$$

2. 考え方と計算方式は1と同様。但し、技術点が予め決定された合格点(例えば70点)以下の社は価格調整の対象としない。従って、A社(69.78)は除外され、B社の見積金額が最低見積金額となる。

$$C社は (75.69 \times 0.8) + \left(\frac{105}{110} \times 100 \times 0.2 \right) = 60.55 + 19.00 = 79.55$$

$$E社は (79.87 \times 0.8) + \left(\frac{105}{120} \times 100 \times 0.2 \right) = 63.90 + 17.55 = 81.40 \quad \text{となる。この方式では1に比べ価格要素の影響が少ない。}$$

3. 1と同様だが配分率を0.7と0.3にする。

4. 2と同様だが配分率を0.7と0.3にする。

5. 足切方式

- (1) 技術点最上位社の(5)%以内にある社のうち見積金額が最も低い社を契約交渉相手とする。
- (2) 技術評価点上位(3)社のうち見積金額が最も低い社を契約交渉相手とする。
- (3) 予め設定された合格点(75点)以上をとった社のうち見積金額が最も低い社を契約交渉相手とする。

細) 技術点と価格点の配分を決定したうえでの合算方式(1~4.)に関しJICAの方式はこのうちのどれでもなく、技術、価格の配分は行わず、技術点が100%評価され、価格調整対象も上位社の10%以内に限るところ、より技術重視と言える。なお、世銀では70%以下の技術点配分は禁止されている。また、5.の足切方式は現在JICAでは実施されていない。

参 考 資 料

1. 調査団が提出した質問書
2. 面会者一覧表
3. 収集資料リスト一覧表
 - 3-1 世銀分
 - 3-2 アジ銀分

1. 調査団が提出した質問書

The Questionnaire on Consultant Contract to the authorities
concerned in the World Bank

Study Team

Japan International Cooperation Agency

I. General

1. What is your basic law or regulation on Consultant Contract in general?
2. What are your working rules on Consultant Contract?
3. What is the purpose of your scheduled institution reform?
4. What is the outline of the institution reform?
5. Which section (who) in the World Bank is responsible for concluding a consultant contract?
6. Which section (who) in the World Bank is responsible for supervising consulting firms while the contract is valid.
7. Which section (who) in the World Bank is responsible for inspection of final products (reports) of consultant contract?
8. Which section (who) in the World Bank is responsible for evaluating consulting firms' performance / achievement?
9. Is the report submitted to a client with a name of the consultant or the World Bank?

(注) アジ銀にもこれと同様のものを提出した。

II Information Concerning Consulting Firms (Registration)

1. Do you have your own Consultant Registration System?
2. How is DACON related to your Consultant Contract?
3. How do you check the accuracy and validity of the data before compiling into DACON?
4. Do you have a kind of committee for screening the data before compiling into DACON?
5. What are the pre-qualifications for consulting firms to be compiled into DACON?
 - (1) From technical point of view
 - (2) From financial point of view
 - (3) Others
6. How is the data compiled into DACON?
7. Which section is in charge of DACON?
8. How many staff members are working for DACON?
9. How many consulting firms are registered in DACON?
10. How many Japanese firms are registered in DACON?
11. How do you update the data in DACON?
12. Do you admit Joint Ventures' registration in DACON?
13. Are government corporations, UN agencies, firms owned by manufacturing or contracting companies and universities registered in DACON?
14. Which organizations are sharing Consulting Firm Registration Form and the data with the World Bank?
15. Is the application acceptable all through the year?
16. Are the registered consulting firms classified into ranks such as 1st class, 2nd class etc.?

If any, what are the criteria

III Firms' Appointment (Short List Preparation)

1. JICA's basic criteria of making short lists are as follows:

- (1) Knowledge and experience for fulfilling the duty.
 - (2) Experience of conducting the job in a recipient country, countries around a recipient country or countries similar to a recipient country.
 - (3) Experience of conducting similar jobs.
 - (4) Evaluation Results on firms' ex-performance / achievement.
 - (5) Total amount of contracts received by firms in the fiscal year.
 - (6) Financial condition of firms.
- Are the criteria mentioned above the same as yours?
or whatelse do you have?

2. How many firms are usually appointed?

3. Is the number of firms appointed defined by sector?

4. JICA's basic criteria of appointing a specific consulting firm are as follows:

- (1) When the capability for fulfilling the duty lies in only one specific consulting firm.
 - (2) When the duty is continuously done by the same consulting firm.
 - (3) When the execution of the job is urgently needed.
 - (4) When the execution of the job must be kept confidential.
 - (5) When there are some other inevitable reasons.
- Are the criteria mentioned above the same as yours? or whatelse do you have?

5. Is the long list making done by Sector, Subsector, Field or subfield?
6. What is your standard form of TOR?
7. What are your working rules for appointing firms as a joint venture?
8. What are your working rules of short list preparation by sector?
9. What are your working rules by types of services?
10. What is the situation when you adopt prequalification exercise?
12. Could you show us examples of TOR in your TOR library?
13. In which case do you appoint consulting firms which are not registered in DACON?
14. What are your working rules of appointing a Joint Venture?
15. In which case do you allow appointed consulting firms to get support from others.
16. When an appointed consulting firm gets support from others, do you give a special consideration to proposal evaluation?
17. Do you allow consulting firms to get support from manufacturers, contractors or trading firms?
18. In order to maintain the equal opportunity of receiving contract, what kind of measure do you take?
19. Do you take any special measures to bring up small & medium scale consultants?
20. Firms' Appointment Rate
(The number of firms ever appointed / The number of all firms being registered in DACON X100)

IV Selection

1. The composition of Selection Committee Member and the chairman.
 - (1) by sector
 - (2) by types of services
 - (3) by scale (on a monetary base)
 - (4) by others
2. What are the duties of a chairman?
3. Weight allocation of evaluation sheet.
 - (1) by sector Could you show us examples?
 - (2) by types of services
4. In which situations do you have an interview with a proposed project manager?
 - What are the interviewers?
 - What are the checking points in the interview?
 - How are the results of the interview reflected to proposal evaluation?
 - What would you do if the interview results are contradictory to evaluation sheet?
5. What are your working rules or guideline for evaluating proposals?
6. How do you check the language capability of non-native speakers?
(* ex. a Japanese team member who tries to work in Kenya)
7. In terms of rationalization, do you limit the number of pages of proposals?
8. Are the proposing consultants obliged to take a medical examination and to attach the result to the proposal?
9. Contract rate
(The number of firms ever contracted / The number of all firms registered in DACON x 100)
10. Could you show us your alternative approaches to price competition in Consultant Contract?

V Contract

1. Could you show us your standard forms of consultant contract by sector and by types of services?
2. Physical Contingency
 - (1) Concerning preinvestment studies, do you always include physical contingency?
 - (2) Can the additional work resulting from negligence of a client (a recipient country) be covered by physical contingency?
3. Is it correct that, in the World Bank, simple routine jobs such as mapping, boring are contracted not on time-based but on lumpsum?
4. Before contract negotiations, who decides the ceiling price?
5. How is the ceiling price fixed?
6. On which criteria is the ceiling price fixed?
7. In time-based contracts when direct cost is reimbursed, do you ask for documentations as an evidence?
8. What are the evidence documentations?

VI Evaluation

1. Report Evaluation

- (1) Who evaluates consultants' reports?
- (2) What are the checking points for report evaluation?
- (3) Is there any standard form for report evaluation?
- (4) How are the evaluation results reflected to firms' appointment?

2. Project Manager Evaluation

We hear you accumulate project managers' performance & achievement evaluation data, and reflect them to appointing firms or evaluating proposals.

- (1) How do you accumulate the data?
- (2) Do you have any standard form?
- (3) How do you reflect the data to firms' appointment or proposal evaluation?
- (4) When the data are reflected, what are the working rules?

VII The Degree of Publicity of Information on Consultant Contract

1. Appointing criteria
2. Proposal evaluation criteria
3. Cost estimation criteria
4. Do you explain reasons why firms failed to get a winning proposal?

2. 面 会 者 一 覧 表

区 分	氏 名	役 職 名
世 銀	Mr. Donald A. Strombon	Chief, Procurement Unit, Project Policy Dep.
	Mr. Gerald L.E. Spier	Procurement Adviser(Services)- Project Policy Dep.
	Mr. Mario F. Rothschild	Consultant Services Adviser, Project Policy Dep.
	Mr. Yoshiaki Abe	Division Chief, Transportation, Europe Middle East and North America Projects
	Mr. Maurice W. Dickerson	Deputy Division Chief, Trans- portation, Europe Middle East and North America Projects
	Mr. Norihiro Noda	Sanitary Engineer, Urban and Water Supply Div., East Asia Project Dep.,
在米日本国大使館	兵 藤 長 雄	公 使
	野 上 義 二	参 事 官
	遠 藤 保 雄	参 事 官
JICAアメリカ合衆国 事務所	五十嵐 禎 三	所 長
ア ジ 銀	Mr. Hatsuya Azumi	Manager, Agriculture Dep., Division III
	Mr. Urs Rolf Sieber	Consulting Service Manager
	Mr. Aulis J. Makitalo	Senior Project Engineer
	Mr. Tetsuro Miyazato	Project Engineer (Irrigation)
	Mr. Katsuji Matsunami	Project Engineer (Irrigation)
JICAフィリピン事務 所	宮 本 守 也	所 長
	岡 崎 有 二	所 員

3. 収 集 資 料

調査団は、調査の目的に鑑み、国際機関におけるコンサルタント契約実務の実態を把握するために、内部資料や実例の収集に努めた。

収集資料は、量が多いため、本報告書への添付は割愛したが、収集資料の名称をより具体的に表現し収集資料一覧表を作成したところ、これをReferenceとして、関連資料に目を通すことにより、より具体的な情報を得ていただきたい。

3-1 収集資料一覧表(世銀分)

番号	資 料 名 称	出 典
1	Telephone Directory, The World Bank / IFC	業務政策局プロジェクト政策部調達課(以下「調達課」)
2	世銀TOR実例(水力発電及びかんがい分野)	世銀TOR Library
3	" (都市交通分野)	世銀TOR Library
4	" (かんがい開発に関する航空測量)	世銀TOR Library
5	" (総合交通計画)	世銀TOR Library
6	国連機関と世銀ローンの借り手がコンサルタントサービス提供のために締結する標準協定書フォーム(Suggested Form of Agreement Between a United Nations Specialized Agency and a Borrower of an IBRD Loan/IDA Credit for the Provision of Consultant Services, Legal Department Confidential Draft Nov. 18, 1986)	調 達 課
7	世銀ローンの枠内で借り手がコンサルタントを雇用する場合の契約書標準フォーム(Sample Form Draft No.3 Feb.6, 1987)	調 達 課
8	UNDPの資金により世銀が実施機関となってコンサルタントを雇用する場合の契約書標準フォーム(CC Standard Dec. 15, 1980)	調 達 課
9	Guidelines Use of Consultants by World Bank Borrowers and by the World Bank as Executing Agency	調 達 課
10	Guidelines for the Use of Consultants by World Bank Borrowers and by the World Bank as Executing Agency	調 達 課
11	The Role and Use of Consultants in Bank Group Projects No.1824 Dec. 8, 1977	ヨーロッパ・中東・北アフリカ局、Transportation Division
12	借り手に代わって世銀職員がショートリストを作成する場合の暫定手続を定めた通知文(Interim Procedures for Providing Assistance to Borrowers in Preparation of Lists of Consultants, The World Bank Manual Circular, Oct., 1978)	調 達 課
13	調達課が事業部関係者のコメントも踏まえて作成した価格要素導入に関する研究(Procurement Technical Note No.5 on Price Competition, May 15, 1987)	調 達 課
14	Consulting Firm Registration Form	世銀DACONセンター

3 - 2 収集資料一覧表 (アジ銀分)

番号	資 料 名 称	出 典
1	Asian Development Bank . Question & Answers	ADBインフォメーションセンター
2	Asian Development Bank . Technical Assistance Activities	ADBインフォメーションセンター
3	Checklist of Actions to be taken by the Mission Leader During Appraisal Mission and Loan Negotiations with regard to the Recruitment of Consultants	ADB コンサルティングサービス課
4	ADBのコンサルタントに関するデータ (DA CON) より抽出された ロングリスト実例、(区分 Water Resources Development , Rural Water Supplies , Dam , 技術サービスの種類F/S) ※ Pマークは契 約実績がありADB内部にPerformance Evaluation Sheet が保管されて いることを示している。	ADB コンサルティングサービス課
5	コンサルタント実績評価様式 (Consultant's Record - Performance Evaluation Sheet)	ADB コンサルティングサービス課
6	Operational Information on Proposed Projects	ADBインフォメーションセンター
7	Asian Development Bank Annual Report 1986	ADBインフォメーションセンター
8	ADBが直営でコンサルタントを雇用する際 (T/A Project) の契約書標準 フォーム	ADB コンサルティングサービス課
9	Application of Guidelines for Recruitment of Consultants (調達課がオランダの援助機関の質問状への回答書)	ADB コンサルティングサービス課
10	ADB Organization Chart	ADB コンサルティングサービス課
11	ADB at A Glance	ADBインフォメーションセンター

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The text is arranged in several paragraphs across the page, but no specific words or phrases can be discerned.]

JICA